

記 録

文書番号	SCJ第26期080311-26370200-043
委員会等名	政治学委員会 民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会
標題	民主主義の後退に関する検討の記録
作成日	令和8年(2026年)3月11日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

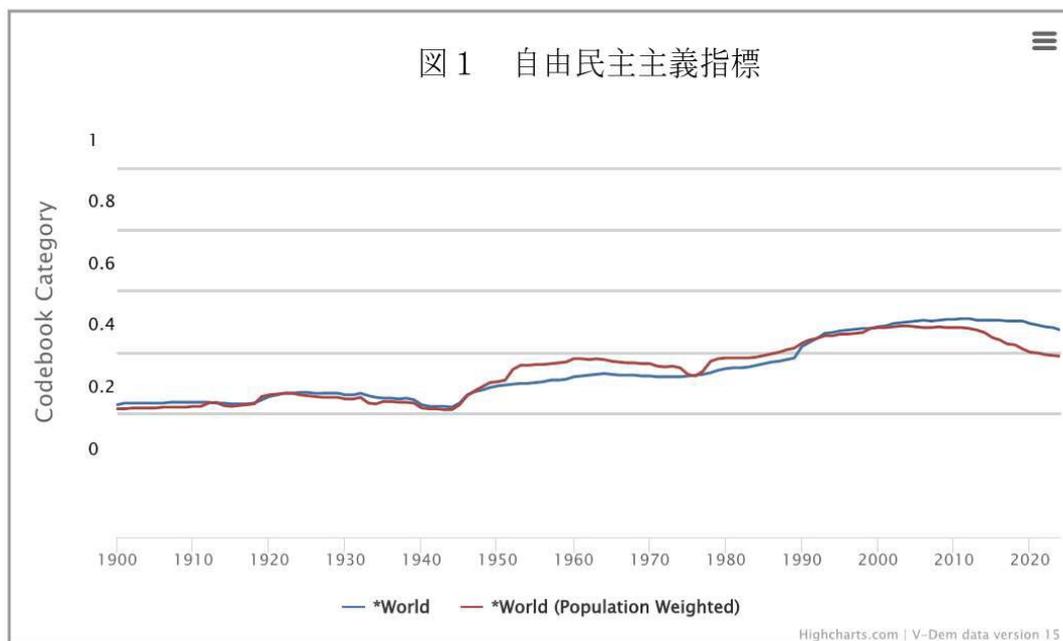
日本学術会議政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会

委員長	大串 和雄	(連携会員)	東京大学名誉教授
副委員長	粕谷 祐子	(連携会員)	慶應義塾大学法学部教授
幹事	遠藤 貢	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
幹事	久保 慶一	(連携会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
	宇山 智彦	(第一部会員)	北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授
	鈴木 基史	(第一部会員)	京都大学名誉教授
	武田 宏子	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
	竹中 千春	(連携会員)	一般財団法人アジア政経学会評議員
	中田 瑞穂	(連携会員)	明治学院大学国際学部国際学科教授
	野田 昌吾	(連携会員)	大阪公立大学大学院法学研究科教授
	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
	宮本 太郎	(連携会員)	中央大学法学部教授

1 はじめに

21世紀に入ってから、世界では民主主義の退潮が顕著に見られるようになってきている。より正確に言えば、民主主義の方向に変化する国がある一方で、非民主主義の方向に変化する国もあり、双方を合わせると、非民主主義の方向に変化する国のほうが多くなってきているのである。ここで非民主主義への方向への変化（英語では近年“autocratization”の語が用いられる）とは、民主主義国が非民主主義国に転化することだけでなく、民主主義国で法の支配が揺らいだり人権が侵害されたりして民主主義の質が低下すること（すなわち、民主主義の範疇を外れないにしても非民主主義国の特徴が部分的に現れること）や、非民主主義国に分類される国の中でいっそう自由が制約されたり、自由で公正ではなくともある程度競争的であった選挙がまったく形骸化したりすること（すなわち、非民主主義の範疇は変わらないが、いっそう非民主主義の特徴を強めること）をも含んでいる。

上記の変化に関するデータの一例を挙げれば、代表的な指標として学界で用いられているV-Dem研究所の「自由民主主義指標」(Liberal Democracy Index)の世界平均は、2000年代後半から2010年代前半にかけてピークを迎えた後、近年その数値が低下している[1]。



注：V-Dem研究所のウェブサイト (<https://v-dem.net/graphing/graphing-tools/>) で、“Graphing Tools”の“Variable Graph”により2025年10月29日に作成。指標は0から1の範囲を取り、数字が大きいほど自由民主主義の程度が高い。

近年の民主主義の退潮では、民主主義的な（又はほぼ民主的な）選挙で選ばれた指導者が上から民主主義制度を侵食していく事例が多いことが知られている[2]。クーデターや反乱のような古典的な民主主義の崩壊様式がなくなったわけではないが、今日顕著であるのは「上からの」民主主義制度侵害である。この現象には近年「民主主義の後退」(democratic

backsliding) の用語が用いられ、世界的に注目されるとともに、懸念をもって議論の対象になっている¹。「民主主義の後退」の結果、民主主義の劣化を経験しながらも民主主義の範疇にとどまっている国もあれば、非民主主義国に転落してしまった国もある。

日本学術会議政治学委員会 民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会は、我が国の民主主義にとっても他人事とは言えない上記の懸念すべき傾向に関して、2回の公開シンポジウムを実施して検討した。またそれとは別に、外部の識者を招いて4回の研究会を非公開で実施して考察を深めた。本記録は、それら一連のシンポジウム、研究会から浮かび上がってきた論点を記録のために残すものである。第2節ではシンポジウム、研究会の一覧を掲げ、第3節でそれらの会合で浮かび上がった論点を摘出する。

2 公開シンポジウム、非公開研究会の一覧

実施した公開シンポジウムと研究会の一覧は以下の通りである。

(1) 公開シンポジウム1

名称：アジアにおける民主主義の後退と政治的分極化

主催：日本学術会議政治学委員会 民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会、JSPS 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業「偽情報と政治的分断に関する東アジア諸国を中心とした包括的研究」

後援：慶應義塾大学学事振興資金

日時：令和6年7月27日（土）15：00～17：30

場所：慶應義塾大学三田キャンパス北館ホール

次第：

15：00～15：10 開催趣旨説明

粕谷祐子（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学法学部教授）

15：10～15：50 第1部 研究報告

司会 粕谷祐子（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学法学部教授）

報告 三輪洋文（学習院大学法学部教授）「2024年選挙時サーベイからみるアジア諸国の政治的分極化と反民主的態度」

16：00～17：20 第2部 パネルディスカッション「アジア専門家がみた2024年選挙—民主主義の後退は起こっているのか？」

司会 中田瑞穂（日本学術会議連携会員／明治学院大学国際学部国際学科教授）

登壇者 磯崎典世（学習院大学法学部教授）

小笠原欣幸（東京外国語大学名誉教授）

水野祐地（独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員）

17：20～17：30 閉会の挨拶

¹ ただし論者によっては「民主主義の後退」や“democratic backsliding”の語を、本文のように限定的ではなく、より広義に“autocratization”とほぼ同義で用いる場合もある。

大串和雄（日本学術会議連携会員／東京大学名誉教授）

(2) 公開シンポジウム2

名称：2024年実施選挙と政党体制

主催：日本学術会議政治学委員会民主主義の深化と退行に関する比較政治分科会、日本比較政治学会

日時：令和7年6月29日（日）14:00～16:00

場所：オンライン開催

次第：

14:00～14:05 開会の挨拶・趣旨説明

遠藤貢（日本学術会議連携会員／東京大学大学院総合文化研究科教授）

14:05～15:05 報告

報告1 川村晃一（独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所海外調査員）「インドネシアの事例：民主的な選挙、安定した政権交代、民主主義の後退」

報告2 上田知亮（東洋大学法学部准教授）「インドの事例：一強体制の崩壊」

報告3 牧野久美子（独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター主任調査研究員）「南アフリカの事例：一党優位から連立政治へ」

15:05～15:25 討論

粕谷祐子（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学法学部教授）

馬場香織（東京大学法学部教授）

15:25～16:00 質疑応答

(3) 研究会1

テーマ：ロシア

日時：令和6年6月1日（土）17:00～18:30

場所：早稲田大学早稲田キャンパス3号館604教室

登壇者

報告1 大串敦（慶應義塾大学法学部教授）「プーチン再選後のロシア政治」

報告2 油本真理（法政大学法学部教授）「プーチン期ロシアにおける野党について」

報告3 溝口修平（法政大学法学部教授）「露宇戦争による変化と不変化」

(4) 研究会2

テーマ：東欧

日時：令和6年10月19日（土）16:00～18:00

場所：明治学院大学白金キャンパス本館南ウイング9階92会議室

登壇者

報告1 平田武（東北大学法学研究科教授）「オルバーン Fidesz 政府のNER（国民的協力体制）の学術への影響」

報告2 前田弘毅（東京都立大学人文社会学部教授）「ジョージア：2024年総選挙展望と今後の政治動向について」

(5) 研究会3

テーマ：ラテンアメリカ

日時：令和7年6月14日（土）16:15～18:15

場所：早稲田大学早稲田キャンパス3号館916号室

登壇者

報告 大串和雄（日本学術会議連携会員／東京大学名誉教授）「ラテンアメリカにおける民主主義の後退—ペルー、グアテマラ、ベネズエラから見えてくるもの」

討論 出岡直也（慶應義塾大学名誉教授）

(6) 研究会4

テーマ：権威主義化する成長アジア—インドとフィリピンの事例から

日時：令和7年12月20日（土）15:30～17:45

場所：明治学院大学白金キャンパス本館南ウイング9階92会議室

登壇者

報告1 中溝和弥（日本学術会議連携会員／京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授）「権威主義の歴史的起源—インド・モーディー政権の政治手法」

報告2 竹中千春（日本学術会議連携会員／立教大学法学部元教授）「カシミールをめぐる国際政治とイリベラル・デモクラシー」

報告3 粕谷祐子（日本学術会議連携会員／慶應義塾大学法学部教授）「フィリピンにおける民主主義の後退と政治的分極化」

3 シンポジウム、研究会から浮かび上がった論点

以下は網羅的な考察ではなく、上記2の会合から浮上したいくつかの論点を備忘録として記録に残すものである。そうした性格上、ここに記すすべての事柄について分科会メンバーにコンセンサスが存在することを意味しない。

(1) 水平的アカウントビリティの弱体化

民主主義の後退の典型的なパターンは、概ね自由で公正な選挙で選ばれた政権が、法の支配を逸脱し、水平的アカウントビリティ（horizontal accountability）を骨抜きにし、

マスメディアの統制に乗り出し、表現の自由や政治活動の自由を制限していくというものである。そして最終的には、選挙の自由と公正性も損なわれることが多い。

水平的アカウントビリティとは、国家機構内部の相互抑制メカニズムであるが、民主主義後退の文脈では、行政府が自らに対する制約を嫌って司法府、憲法裁判所、検察などを骨抜きにすることが多い。また、司法府や検察に対する党派統制は、単に行政府に対する制約を弱めるだけでなく、司法府や検察を道具として批判的言論や政治的反対派を迫害することにもつながる。

水平的アカウントビリティを弱体化させるプロセスでは、司法府の判決の不履行、行政府以外の国家機関への恫喝、それらの国家機関の権限を剥奪するか又は自律性を損なう立法などが見られるが、とりわけ顕著なのは、人事を操作して行政府の言いなりになる人物を行政府以外の国家機関の長や幹部に据えることである。

例えばハンガリーでは、第二次オルバーン政権の下で新憲法が与党のみの賛成で可決されて 2012 年に発効し、それまで強大な権限を有し人権面で積極主義を取っていた憲法裁判所の権限を縮小し、裁判官の人数を増加して与党系の判事を増やし、それまで互選であった裁判所長官を議会の任命制にするなど、司法の独立性が蝕まれている。また、会計検査院の長官も政治任命されており、野党などに対して多額の罰金で制裁を科すことが常態化している。

人事が党派的にならないように、多くの国で、司法府やその他の機関の高官人事には様々な任命メカニズムが設けられている。行政府が指名した候補を立法府が承認する仕組みはそのような工夫の一つである。裁判官を任命する独立の機関を設置することによって司法官の独立を確保しようとする国もある。

しかしどのような仕組みを整えたとしても、党派的人事や腐敗傾向のある裁判官任命の可能性を完全に排除することはできない。グアテマラでは、最高裁判所の判事の任命に当たって、候補者選定委員会が候補を絞り、最終的には国会が選ぶことになっている。この候補者選定委員会は、グアテマラの大学学長が選んだ代表者 1 人、ロースクールの校長 12 人、グアテマラ弁護士会が選任した 12 人、控訴裁判所の代表 12 人で構成される。そこだけ見れば、独立性が確保されているように見える。しかし実際には腐敗したネットワークがそこに浸透してしまっている。例えばロースクールの校長は自動的に候補者選定委員になるので、利益団体がほとんど教育もしないロースクールをでっち上げて委員を出す。弁護士会からの委員の選出に対しても腐敗ネットワークによるキャンペーンがある。候補者選定委員会の委員の多くには政治的オペレーターが背後におり、選挙キャンペーンのように大金を費やして委員のポストを確保する。つまりそれ自体が利権のようになっているという。

ペルーでは、1993 年憲法によって国家司法官評議会 (Consejo Nacional de la Magistratura) という独立した機関が創設され、裁判官と検察官の任命に当たることになった。国家司法評議会の 7 名のメンバーは、最高裁判事が 1 名、最高検察庁検事が 1 名、弁護士会が 1 名、弁護士会以外の専門職団体が 2 名、国立大学の学長が 1 名、私立大学の

学長が1名を選ぶことになっていた。この国家司法官評議会は単独で裁判官と検察官を任命することができ、行政府や立法府による承認を必要としない点で、党派的関与の排除が徹底していた。しかし実際には、国家司法官評議会のメンバーが一部の裁判官と徒党を組んで個人的利害で決定を行っていたことが電話の盗聴記録によって発覚したため、国家司法官評議会は廃止され、その機能は2019年に発足した国家司法会議（Junta Nacional de Justicia）に引き継がれた。国家司法会議のメンバーは、公募に基づいて選考委員会が選考することになった。ところがこの国家司法会議も、保守的で腐敗した政治家グループの利害を代弁するようになって司法府や検察庁の独立性が蝕まれつつあり、ペルーにおける民主主義後退の一因となっている。

グアテマラやペルーの事例が示しているように、どのような仕組みを作ったとしても、それだけで中立的機関の党派性や特殊利益の浸透を完全に阻むことはできない。中立的機関の任命に当たって任命権者が党派的利害や関心を自制し、独立的で識見の高い有能な者を任命するという運用が肝要である。

日本の最高裁判所の判事は、内閣の判断で指名できるという点で、裁判所の党派的統制に対してきわめて脆弱な制度といえる。しかし運用において内閣が自制し、識見が高く概ね独立性のある人物を指名してきたため、大きな問題とはなっていない。しかしながら他方で、制度的には党派的統制への歯止めがほとんどないという点にも留意が必要である。

検察は、裁判官と同様に高度な政治的独立性が求められるため、検察官の任命と処遇に当たっては裁判官と同様に、党派的影響を避ける必要がある。そのため、上述のペルーのように、検察官の人事を裁判官の人事と同じ独立組織に担わせている国も存在する。日本の場合、検察庁は法務省の内部にあり、法務大臣の指揮下に置かれている。最高裁判所判事の指名と同様に、制度的には党派的影響に対してきわめて脆弱な構造となっている。それでも、政権が自制して検察を独立機関として扱っていれば、問題は生じないであろう。しかし2020年1月に政府が法解釈を変更して東京高等検察庁検事長の黒川弘務氏の定年を延長したことは、政権にとって有利な検事総長を任命するための布石であるとの疑念を生み、大きな批判を浴びた。検察庁が現在のように法務省の管轄下にあることが望ましいのかという論点があると同時に、現在の制度を前提としても、検察のように高度の独立性が求められる機関の人事においては、政府が最大限の自制を発揮することが求められている。

(2) 中立的機関への党派的介入

民主主義の後退や行政権力の拡大(executive aggrandizement)の兆候として水平的アカウントビリティの浸蝕がよく指摘される。水平的アカウントビリティのメカニズムの弱体化において、人事を通じた操作が大きな役割を果たすことは上述の通りである。しかし重要なのは、国家機構には党派的に人事や運営を行ってはならない領域があるということであり、人事における党派的自制の必要性は、水平的アカウントビリティの機関にとどまら

ない。

例えば、閣僚など政治的任命が許容されているポストは別として、それ以外の、例えば下級公務員について政治的立場によって差別又は優遇したら、それは憲法で禁止されている差別に当たるだろう。これはまさにチャベス、マドゥーロ政権下のベネズエラで見られた現象である。

官僚機構の中でも、民主主義にとっての危険性という点では、軍、警察における党派的人事は特筆に値する。軍・警察が政敵や政府に批判的な市民の迫害・弾圧に動員される事例が非常に多いからである。また警察の党派的統制は、検察に対する党派的統制と同様に、反対派の迫害だけでなく、政権の腐敗や違法行為の不処罰につながる。

選挙管理機関の中立性が侵されてはならないことは言を俟たないであろう。選挙機関の幹部任命の仕組みは国によって、立法府が指名する場合や、立法府と行政府の関与を排して独立のメカニズムで指名する場合など様々であるが、いかなるメカニズムにおいても、人事を通じて党派的影響が入り込むことは可能であり、また実際にベネズエラのように、選挙管理機関が党派的に牛耳られて選挙が独裁政権の道具と化した例もある。

民主主義国では国家機構において党派的人事が許されない領域があることを認めるならば、形式的に行政府に所属する職員の人事は行政府が恣意的に決められるというのは独裁国の論理にほかならないことが理解されるであろう。2020年9月の日本学術会議会員任命拒否問題は、後述するように学問の自由の侵害とも見なし得るが、それだけではなく、党派的に統制、操作してはいけない機関の人事に対して行政府が党派的観点から行った介入として、民主主義後退の兆候と見なし得る。

(3) 言論・結社の自由の侵害

民主主義の後退にとって重要な意味を持つもう一つの論点が、政治権力の言論・結社の自由に対する制限である。民主主義の後退の局面では、建前としては報道や結社の自由自体を認め、政府に批判的な立場の報道機関や市民社会組織も許容しつつも、その活動を実質的に制限する現象がしばしば見られる。例えば中東欧諸国では、批判的報道をためらわせる様々な介入が行われ、市民の知る権利に対する大きな障害となっている。ハンガリー、ポーランドでは公共放送に対しては人事権を通じた介入が行われ、公共放送が政府のプロパガンダ機関と化した。特に民主主義の後退が顕著なハンガリーでは、政府に批判的な立場をとる主要日刊紙である「人民の自由」(左翼系)や「ハンガリー民族」(右翼系)などの大手全国紙が廃刊に追い込まれている。また、従来から存在するメディアの規制機関についても、人事の方法や権限の変更によって、メディアに対する政府の統制の手段とする機能変更が行われている。政府に近いメディアによる民間紙の買収、野党側メディアの広告収入の道を狭め、商業的に立ち行かなくする手法も見られる。従来型メディアはSNS等のメディアに対し既に守勢に立たされているが、地方や高齢者への影響力はまだ強いことも注目すべきであろう。

フィリピンでは、ドゥテルテ政権下において国内最大の民間放送局 ABS-CBN が放送事業

免許の更新を認められなかったが、同局が政権に批判的であったことから政治的な措置であったとみなされている。また、独立系の新興ネットメディアであるラップラーとその共同設立者であるマリア・レッサは、ドゥテルテ政権下において脱税容疑やサイバー名誉毀損罪など複数の容疑で起訴された。2022年にマルコス Jr. 政権になってから訴訟の多くで無罪判決が出たものの、一部の案件では訴訟が継続中である。

結社の自由の制限については、政府に批判的な市民社会組織がしばしばその標的となる。ロシアにおいてプーチンの大統領復帰に対する大規模な抗議デモへの対応として、2012年に非営利組織に関する法律が改正され、外国から支援を受ける市民社会組織や報道機関が「外国のエージェント」（ロシア語ではスパイのニュアンスを持つ）と名乗ることが義務付けられ、その活動に制約が課されることになった²。それ以来この手法が世界各地で模倣される傾向にある。外国からの資金を受け取る団体を狙い撃ちにするのは、欧米諸国から資金を受け取っている団体が政府に批判的な活動・言論を展開する主要なアクターになっているからである。

例えばハンガリーでは、2017年の市民団体規制法により、同国内の市民団体への国外からの支援が一定額を超えた場合には刊行物にそれを明記することが求められるようになり（2021年にEU法違反の認定）、2023年の主権防衛法により、国外から資金援助を得る団体の選挙・政治活動介入が禁止され、幅広い捜査権限を与えられた主権防衛機関に上訴なしの決定権限が与えられている。ジョージアでも、2024年に「外国による影響の透明性に関する法律」（通称「外国エージェント法」）により、外国から活動資金の20%以上を受け取っている団体は「外国勢力の利益を追求する団体」として公式登録することが義務付けられ、登録を怠った団体には多額の罰金が科されることが定められている。ジョージアの同法律は、「ロシア法」とも呼ばれている。

ペルーではもともと、外国から資金を得ている市民社会組織や報道機関は国家機関である「ペルー国際協力機構（APCI）」に登録する義務があったが、2025年の法改正によってAPCIによる統制が強化された。その結果、例えば人権団体は国家による人権侵害の被害者を補佐することができなくなった。また休日にAPCIから突如細かい情報を要求される（数時間以内に情報を出さないと罰金を科される恐れがある）など、行政的手段を通じた日常的迫害が行われるようになってきている。

インドでは2014年総選挙でモディ政権が発足して以降、アムネスティ・インターナショナルやオクスファムなどのグローバルNGOを含む数多くのNGOが活動停止や活動縮小に追い込まれている。手段として主に用いられているのは外国寄附規制法であり、モディ政権成立後の2015年に規制が強化された。その結果、2025年までの10年間に約19,000のNGOが海外から寄附を受ける許可を失うか停止され、その多くが活動停止ないし活動縮小に追い込まれている。標的の多くは人権擁護や環境保護、宗教的少数派の支援活動を行

² ロシアでの「外国のエージェント」概念の適用は恣意的で、しかも時とともに適用範囲が広がっている。2022年に制定された「外国の影響下にある者の活動の管理に関する法」では、外国の支持又は影響を受けているという、何とでも解釈できる要件で「外国のエージェント」指定ができるようになり、事実上、政権の方針に合わないあらゆる団体や個人の活動の規制が可能になった。

う団体であり、政府に批判的な NGO である。これらの動きは、モーディー政権による市民社会の破壊と批判されている。

(4) 学問の自由の制限

学問の自由もまた、民主主義の後退における重要な側面の一つとなっている。政府・与党が進めようとする独善的な政策・制度改変に対して反対・批判の声を上げる先陣を切るのは、しばしば独立した批判精神を持つ研究者・知識人だからである。例えばハンガリーでは、中央集権化で人事・資金を掌握した上で、政府に批判的な機関に圧力をかけ閉鎖に追い込むプロセスが進んでいる。オルバーン首相が敵視する米投資家ソロスが設立した中央ヨーロッパ大学 (CEU) は、同大学が反 CEU 法に規定された厳しい条件をすべてクリアしたにもかかわらず、政府と大学の合意協定に首相が署名せず、ウィーンへの移転を余儀なくされた。また、給費生の数について自然科学に重点配分を行うことで人文・社会から学生を移動させることを試みている (ただし、成果はあまり上がっていない)。科学アカデミー付属の研究所のネットワークも中央集権化されて、アカデミー側の猛反発も虚しく、運営費は中央政府の省庁が管轄する形となった。これにより、人文・社会の分野では政府の歴史観と合致する研究を行うような研究所が多額資金で優遇される一方で、政府の気に入らない研究所は補助金削減で閉鎖に追い込まれる事態が生じている。前者の例として「テロルの家」やヴェリタス研究所、後者の例として「56年研究所」などがある。

学問の自由という点については、日本も決して無縁ではない。2020年9月の日本学術会議会員任命拒否は、研究の内容如何によっては政府に睨まれて不利益を被ることがあり得ることを示し、若手研究者に対して萎縮効果を持ったという指摘がある。

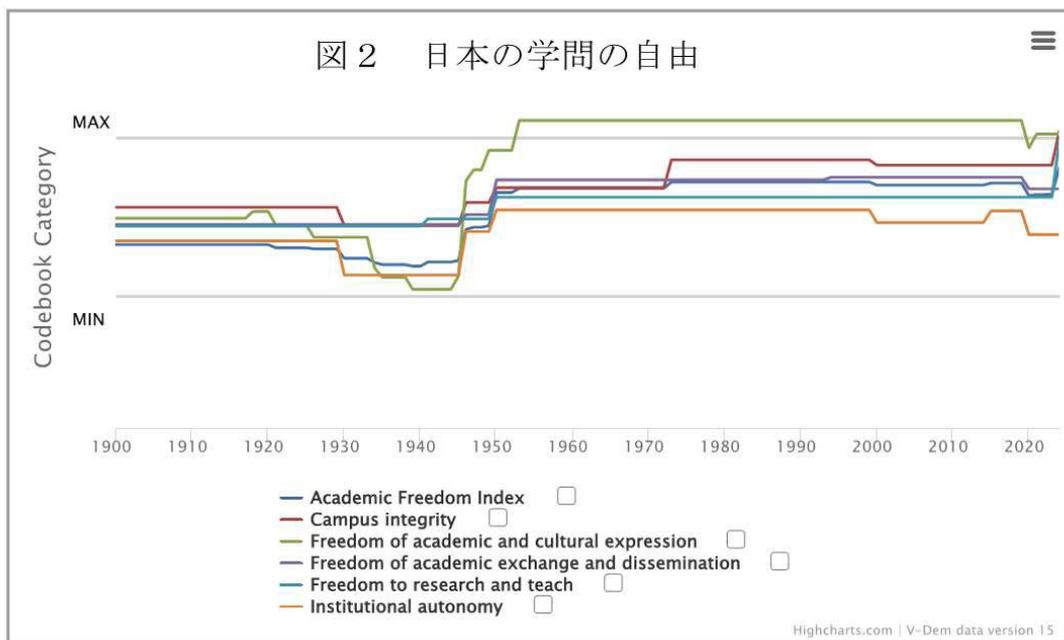
日本の学問の自由の問題があることは、V-Dem 研究所の指標からも確認できる。「自由民主主義指標」(Liberal Democracy Index) を見れば、日本が民主主義国に分類されることは明らかである³。しかし学問の自由に関する限り、日本は先進国とはいえない。V-Dem 研究所の「学問の自由指標」(Academic Freedom Index、2024年末時点) では、日本はブラジル、セルビアと並んで179カ国・地域中67位に過ぎず、「先進国」よりは「中進国」に近い[5]。

それでは日本の学問の自由のどこが特に問題なのだろうか。V-Dem 研究所の「学問の自由指標」は以下の5つの指標から構成されている。①「研究と教育の自由」(freedom to research and teach) は、研究課題や教育カリキュラムが非学術的主体によって制限されないこと、研究者が自己検閲を迫られないこと、大学当局の不当な圧力にさらされないこと、公衆の圧力にさらされないこと、などを意味する。②「学術的交流・普及の自由」(freedom of academic exchange and dissemination) は、学術資料への自由なアクセス、国内外の学術会議への自由な出席、学術資料の自由な公刊、メディアや講演などを通じて学術成果

³ ただし2024年末時点で日本の自由民主主義指標は179カ国・地域中27位に過ぎず、「グローバル・サウス」に分類されるコスタリカ、チリ、ウルグアイの後塵を拝している。V-Dem Institute, *Democracy Report 2025: 25 Years of Autocratization – Democracy Trumped?*(Gothenburg, Sweden: V-Dem Institute, 2025), pp. 62-63.

を一般の人々と共有し、説明する自由を含む。③「制度的自律性」(institutional autonomy) は、高等教育機関が、学内統治、財政、運営に関する意思決定や、教育、研究、学外教育、その他関連する活動の方針策定に当たって、国家及び社会の諸勢力から独立していることを意味する。④「キャンパスの安全性」(campus integrity) とは、大学のキャンパスが政治的な監視、情報機関や治安部隊メンバーの存在、学生武装組織の存在、学術活動に関連した第三者による暴力などから自由であり、オープンな研究・教育の雰囲気が維持されていることを意味する。⑤「学術的・文化的表現の自由」(freedom of academic and cultural expression) とは、政治的問題に関わる学術的・文化的表現の自由が当局によって尊重されていることを意味する[6]。

図2は、日本についてV-Dem研究所の「学問の自由指標」とそれを構成する5つの指標の推移を表したものである。この図からは、日本の大学では制度の枠内で自由に研究・教育ができるが、制度的自律性だけが著しく低いことが見て取れる。実際、2024年末時点での日本の「制度的自律性」は、世界の179カ国・地域の中でアンゴラとスーダンに挟まれて117位であり、その姿は先進国よりも後進国に近い。しかもその数値は近年改善されるところか低下する傾向が見られる。指標の数値だけに引きずられることは適切ではないが、数値は現状に問題がありそうなことを示してくれている。日本の大学の自律性について国際的比較の観点から点検し、改善の方策を探るべきであろう。



注：V-Dem研究所のウェブサイト (<https://v-dem.net/graphing/graphing-tools/>) で、“Graphing Tools”の“Country Graph”により2025年10月30日に作成。

(5) 「典型的パターン」以外の民主主義の後退

民主主義の後退に関する先行研究では、人気がある突出した指導者が反エスタブリッシュメントのディスコース（言説、語り方）によって政権を握り、そこから法の支配、権力分立、自由権の保障を侵害していくというパターンに注目が集まっており、実際にはそれ以外のパターンが存在するのに注目されないという傾向がある。上記の典型的パターンから逸脱する事例として、以下のようなものがある。

- ①民主主義の後退を主導する指導者や勢力が反エスタブリッシュメントのディスコースを持たない。
- ②政権や政権指導者の人気が高くない。
- ③民主主義の後退を主導するのが突出した個人ではなく、行政府でもなく、政党や議会、又はそれらを含むエリート連合である。

例えば、Claudio Balderacchi と Luca Tomini による最近の論文[3]は、既存の民主主義の後退の研究が、国民の支持が高く、反エスタブリッシュメントのレトリックを持つ事例に集中しており、民主主義の後退はそういうものだというイメージを持たせてしまっていると批判する。そこで著者たちは、2000 年以降に民主制から選挙独裁制 (electoral autocracy) に漸進的 (gradual) に変化した 18 の事例を、行政府の長の政党が反エリートのレトリックを持っているかどうかという基準と、国民の多数の支持を得ているかどうかという基準で分類した。反エリートのレトリックの有無については V-Dem 研究所の V-Party のデータを使用し、国民の支持については、行政府の長の政党が下院で 50%以上の議席を占めていたかどうかで判定した。その結果、18 の事例のうち、既存の研究が想定しているような、多数の支持があつた反エスタブリッシュメントというタイプは 18 の事例のうち 5 つしかないことが判明した。残りは、少数の支持しかなく、反エスタブリッシュメントではないというタイプが 7 事例、多数の支持があり、反エスタブリッシュメントではないというタイプが 4 事例、少数の支持しかなく、反エスタブリッシュメントであるタイプが 2 事例だった。

③のパターンについては、Paolo Sosa-Villagarcia らの最近の共著論文が議会主導の民主主義の後退という形で取り上げている[4]。この論文が議会主導の例として挙げているのはペルーとグアテマラである。ペルーもグアテマラも民主主義の後退を推進する主体として国会が最も重要であるが、民主主義の後退を推進しているのが議員に限らないという点も重要である。すなわち、国会（の多数派）が単独で民主主義後退の主体を成しているわけではなく、国会の勢力の大多数が、司法府、憲法裁判所、検察庁などの本来中立的な機関の一部とネットワークを形成して腐敗を保護し、民主主義の後退を進めているのである。またペルーやグアテマラで特徴的なことは、国会を基盤として民主主義の後退を進めているのが単一の政党ではなく、複数の政党だということである。国会では複数の政党が勢力争いをしており、大統領選挙でも別々の候補を立てて権力を争う。しかし汚職捜査の阻止や民主主義の後退には共通の利益があるので、議会における投票ではおおむね一致してその方向で投票する。このように、特定の個人や政党が支配的ではなく、単独では非支

配的な複数のエリート集団が同じ方向を向いて民主主義の後退をもたらしているのがグアテマラとペルーの特徴である。

ジョージアの事例も③のパターンに近いが、後退という方向に向けた変化があったというより、民主主義の固定化途上で現段階で止まったという解釈もできよう。どの段階からの後退を「民主主義の後退」とみなすのかということ自体を問う必要もある。

(6) 民主主義の後退と世論

民主主義の後退という現象に対して、国民が否定的な反応を示すとは限らない。むしろ、ペルーのフジモリ政権、ベネズエラのチャベス政権、インドネシアのジョコウィ政権、フィリピンのドゥテルテ政権、エルサルバドルのブケレ政権、インドのモーディー政権などのように、国家指導者が大衆的人気を博しつつ民主主義の後退を進める事例が目立つくらいである。これらの指導者の人気の理由は様々であるが、民主主義の後退自体が人気の原因ではない。しかし指導者を肯定的に評価する市民は民主主義の後退を意に介さないか、又は認識しない。

ベネズエラの場合、チャベス政権が民主主義の後退を推し進めることができたのは、1999年に大統領に就任したチャベスの人気が高かったことによる。選挙や国民投票は、2000年代後半に至るまで連戦連勝だった。2010年代になると経済危機の中で政権の人気が下降したが、人気が高かった時期に司法府や選挙管理機関を党派的に支配してしまったため、国民がチャベスの後継のマドゥーロ政権の退陣を望んでも既にそれは不可能になっていた。そして2024年には、実際には野党候補が圧勝した大統領選挙で選挙管理機関がマドゥーロの勝利を宣言し、その発表に抗議する市民に対して軍・警察・民兵組織が大弾圧を展開したのである。

ベネズエラの事例は、民主主義を軽視する人物に高い支持を与えることの危険性を鮮明に示している。選挙や国民投票を通じて法の支配を無視する政治勢力を権力の頂点に据えた結果、国民の意思が変わったときにはもう権力から退けることができなくなってしまったのである。この事例に明確に現れているように、民主主義の後退においては有権者の責任が大きい。

グアテマラでは、2015年に税関や社会保険庁における大規模な汚職が暴露されて国民の怒りを買って、大規模な抗議デモが行われた。しかし当時の大統領辞任後の大統領選挙において、腐敗撲滅を叫んで当選したアウトサイダーのジミー・モラレスは、実は腐敗を推進する側の人だった。識者の中にはモラレスの危険性を指摘した人もいたが、国民の多くは騙されたのである。モラレスの次には、ジャマテイが大統領に選ばれたが、ジャマテイ政権下でも腐敗がいつそう進んだ。国民の多くは腐敗に憤っているものの、真に腐敗撲滅を願う候補に投票してこなかったのである。2023年の大統領選挙で当選したアレバロ大統領は、腐敗撲滅を推進し、後退した民主主義を回復しようとしている。しかし国会では与党は少数派であり、腐敗に深く浸かった議員が多数を占めている。言うまでもなく、それらの国会議員を選んだのは有権者である。

ペルーでは、ディナ・ボルアルテ政権（2022年12月～2025年10月）の下で、国会の多数派が主導して民主主義の後退と腐敗の深化が進んだ。ボルアルテ政権の末期には大統領も国会も世論調査における支持率は3～4%で、国民の不満はきわめて高かった。しかし明日大統領選挙があったら誰に投票するかという投票意図調査では、腐敗した勢力の政党や政治家が上位に来るのである。

ハンガリーのオルバーン政権は、民主主義の後退を他のEU諸国から批判されながらも、2010年から4回の選挙でほぼ3分の2の多数の議席を獲得し続けている。自ら選挙法を改正し、のちに述べるメディアへの介入など有利な条件があるとはいえ、確かな支持も見て取れた。ポーランドの法と公正政権も、司法の独立への介入で内外から批判されつつ、選挙での再選も受けた。

フィリピンのロドリゴ・ドゥテルテ大統領も、2016年の就任以来2022年の任期満了まで、60から90%台の高い支持率を維持し続けた。また2025年3月には、大統領在任中やダバオ市長時代に指揮した超法規的な違法薬物取り締まりをめぐる人道に対する罪の疑いでオランダにある国際刑事裁判所に逮捕・勾留されたが、彼の人気は退任後も依然として高い。

インドのモーディー政権は、2014年総選挙での勝利以降、2度の総選挙で再選され、現在、3期目を迎えている。2014年選挙での勝利の主要な要因は、2004年から2期政権を担ったインド国民会議派連合の失政、すなわち汚職問題の顕在化とスタグフレーションの進行であり、インド西部のグジャラート州首相として同州の高度経済成長を実現したモーディーの経済政策（「グジャラート・モデル」）に対する期待であった。彼が目指すヒन्दゥー至上主義に対する強い支持があったとは必ずしもいえないが、政権成立後着実に進められるヒन्दゥー国家化に対し、有権者の大勢は選挙において反発を示さなかった。もっとも2024年総選挙では、イスラーム教徒を差別的に扱う市民権法改正法（2019年）などの強引な政策に対する反発が一つの要因となって、インド人民党は過半数を割り込んだ（与党連合としては過半数を維持）。しかし2024年総選挙以降に行われた州議会選挙では重要州で勝利するなど、有権者の支持回復の兆しが見え、モーディー政権はヒन्दゥー国家実現へと着実に歩みを進めている。

(7) 分極化

政治の分極化は、民主主義の後退と深く関連していると考えられている。しかし政治の分極化の何が問題であるのかについては、精緻に検討する必要がある。

政治における分極化は、イデオロギー的分極化と感情的分極化に分けて考察することが必要である。ここで感情的分極化とは、端的にいえば、政治的立場による好き嫌いである。自らの政治的立場を共有する集団・政党やリーダー個人に対しては好意を抱く一方で、それと対立する立場の集団・政党やリーダー個人に対しては嫌悪の感情を抱く。感情的分極化は、イデオロギーや政策志向の分極化と正比例するわけではなく、その意味で独自の次元であることが知られている。分析に当たっては、集団・政党に対する好き嫌いとリーダー

一個人に対する好き嫌いを分けて考察することが有用である。

イデオロギー的分極化も、主観的（象徴的）イデオロギーの分極化と客観的（操作的）イデオロギーの分極化に分けて考察することが必要である。主観的イデオロギーとは、自分自身を「左」と思うか「右」と思うかなど、抽象的なラベルを基にした位置付けであり、それに対して客観的イデオロギーとは、具体的な政策的立場が左右のスペクトルのどこに位置するかという問題である。

政治的分極化と民主主義の後退に関するこれまでの計量的研究は、研究対象が欧米諸国に偏っているという問題があった。アジアの台湾、インドネシア、韓国、インドの個人を対象にした実証研究を行った結果、上記の様々な種類の分極化と「民主主義的価値」（ここでは立憲的価値、政治的寛容、政治的非暴力に関する態度を測定）との関係は国によって違いが見られること、しかし大まかにいえば、主観的イデオロギー分極化が民主主義を毀損する方向で相関する傾向があること、客観的イデオロギーが極端でない人ほど民主主義的価値観を共有しない傾向があること（つまり政治的に無知だがイデオロギー的自認が強い人ほど危険であること）、感情的分極化は民主主義的価値観と正相関すると見られること、対リーダー感情の分極化が選挙への信頼を損なう可能性があることがうかがえた。

(8) 偽情報

IT技術の発達に伴い、特に選挙の時期を中心に、偽情報が意図的・非意図的に拡散されることが世界的現象になっている。上述の台湾、インドネシア、韓国、インドを対象に行った調査では、主観的イデオロギーが分極化している（極端である）人は偽情報を信じる傾向にあった。

偽情報の増加と民主主義後退との因果関係の特定は容易ではないが、この二つの現象が同時期に進行しているところから、偽情報の増加が（例えば主観的イデオロギーの分極化を通じて）民主主義の後退に寄与している可能性がある。第2次トランプ政権のように、政権が積極的に偽情報を発信・拡散して民主主義の後退を推し進めている事例もある。

またいずれにしても、誤った事実認識に基づく決定は誤った決定である可能性が高いことから、偽情報の増加は民主主義の質の低下につながる可能性が高い。なぜなら、偽情報に影響された投票は誤った事実認識に基づく投票であるし、誤った事実認識に基づく世論の圧力が政策決定を歪める可能性もあるからである。

<参考文献>

- [1] V-dem のウェブサイト (URL: <https://v-dem.net/>)。
- [2] Nancy Bermeo, “On Democratic Backsliding,” *Journal of Democracy*, Volume 27, Number 1, January 2016, pp. 5-19.
- [3] Claudio Balderacchi & Luca Tomini, “Alternative Patterns to Electoral Autocracy: Recognizing Diversity in Contemporary Autocratization Processes,” *Democratization*, Volume 31, Issue 8, December 2024, pp. 1890-1911.
- [4] Paolo Sosa-Villagarcia, José Incio & Moisés Arce, “The Rise of Legislative Authoritarianism,” *Journal of Democracy*, Volume 36, Number 2, April 2025, pp. 106-117.
- [5] V-Dem 研究所のデータセット “Country-Year: V-Dem Core,” Version 15 (<https://v-dem.net/data/the-v-dem-dataset/>) .
- [6] V-Dem Institute, “Codebook v15,” March 2025, pp. 191 and 242-244 (<https://v-dem.net/documents/55/codebook.pdf>).